

南魚沼市産後ケア事業のご案内（訪問型）

産後ケア事業とは、「家族からサポートを得ることが難しく、身体を休められない」「授乳や育児がうまくいかない」などお母さんの心身の回復を助けること、授乳や赤ちゃんのお世話で不安のあるお母さんをサポートする事業です。産後のお母さんと赤ちゃんが利用でき、訪問型・宿泊型・日帰り型（宿泊型・日帰り型は別紙案内）があります。

《利用できる方》

①～③すべてに当てはまる産後4か月までのお母さんとその赤ちゃん

- ① 南魚沼市に住民登録のある方
- ② 母体の回復や、育児に不安がある方
- ③ ご家族などから家事、育児等の援助が受けられない方

※ 病気やケガで治療が必要な方や感染症（インフルエンザ等）の疑いがある方は、利用できない場合があります。

《訪問実施者》

在宅助産師等

《産後ケアの主な内容》

- ・ お母さんの健康管理、乳房ケア、生活面の指導
- ・ 赤ちゃんの発育状態のチェック
- ・ 授乳、沐浴等の育児指導、育児相談



《利用期間・料金》

利用区分	利用期間等		1日あたりの利用料 [※]	
訪問型	午前9時～午後5時	一人 2回まで	市県民税課税世帯	1,500円
			市県民税非課税世帯	500円
			生活保護世帯	無料

※ 利用料を決定するため、市が世帯の住民基本台帳および課税状況を確認させていただきます。

《利用方法》

南魚沼市役所（南分館）こども家庭サポートセンターまたは保健課にご相談のうえ申請書を提出してください。

申請・お問い合わせ

南魚沼市役所（南分館）こども家庭サポートセンター

電話 025-775-7902 FAX025-775-7905

〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1（南分館1F）

南魚沼市産後ケア事業 申請から利用までの流れ（訪問型）

- 1 申請
 - (1)南魚沼市役所(南分館) こども家庭サポートセンター(電話025-775-7902)
または保健課の保健師(電話025-773-6811)にご相談ください。
 - (2) 在宅助産師より連絡がいき、日時をお決めいただきます。
- 2 利用承認通知書を交付
訪問時、申請書の内容を確認し、利用承認通知書をお渡しします。
- 3 用意していただく物
 - 母子健康手帳
 - タオル3枚(乳房ケアに使用)
 - 必要に応じておむつ・ミルクなど。
 - 利用料
- 4 産後ケア事業を利用
在宅助産師へ利用料の支払いをしてください。
- 5 利用後のサポート
必要に応じて地区担当保健師等がサポートします。
お電話でご相談ください。

申請・お問い合わせ

南魚沼市役所(南分館) こども家庭サポートセンター
電話 025-775-7902 FAX025-775-7905
〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1 (南分館 1F)